

高校生等奨学給付金（家計急変分）

保護者等の失職や会社の経営悪化など予期せぬ事象により保護者等の収入が大幅に減少するなど、**家計が急変し、非課税世帯に相当する世帯**を支援します。

○ 主な要件

- ・保護者等が**奈良県内に住所**を有していること
- ・家計が急変し、保護者等全員が「**道府県民税所得割及び市町村民税所得割**」が**非課税（0円）**である世帯に相当すると認められる世帯 ※その他、詳細な要件があります。

<非課税世帯に相当する世帯の年収見込み額>

世帯人数	3人世帯	4人世帯	5人世帯
給与所得者	約221万円未満	約271万円未満	約321万円未満
事業所得者	147万円未満	182万円未満	217万円未満

※7月に受付を開始する通常の奨学給付金の対象となる方（生活保護受給世帯、本年度の住民税所得割額が非課税の世帯）は、そちらを申請してください（家計急変分の申請は不要です）。

○ 給付額

- ・**7月まで**に家計の急変が発生した場合 ※**令和6年10月31日（木）まで**に申請が必要

<給付額> 世帯状況により、下記の年額を支給します

世帯区分		支給額（年額）
住民税所得割が非課税（0円）相当である世帯	①全日制・定時制（以下の①②以外）	142,600円
	②全日制・定時制（第二子以降）※	152,000円
	③通信制・専攻科	52,100円

- ・**7月以降**に家計の急変が発生した場合 ※**令和7年2月3日（月）まで**に申請が必要

<給付額> 申請のあった翌月以降の月数に応じて算出した額

（例）世帯区分②（全日制高校に通う第2子等）で12月20日に申請した場合

152,000円（年額）×3ヶ月（1月～3月）÷12ヶ月（年）＝38,000円を支給

○ 申請方法

上記要件に該当する場合は、下記ウェブページより申請書類等をダウンロードするか、在学する学校から申請書等を受け取り、**在学する学校へ相談の上、提出**してください。

奈良県ウェブページ：<https://www.pref.nara.jp/40219.htm>

○ 提出先

奈良県内の高等学校等に通う方・・・必要な書類を**在学する学校**に提出してください。

奈良県外の高等学校等に通う方・・・必要な書類を**以下の提出先**に提出してください。

【提出先】〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30

奈良県 地域創造部子ども・女性局 教育振興課 私学係